

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務部局）

監査テーマ: ①出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
 ②八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

令和2年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象団体等	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	9	48	障がい福祉課 (福祉政策課)	社会福祉法人八 戸市社会福祉事 業団	施設の安全性対策に ついて(いちい寮)	いちい寮の施設・設備について、入所者の安全性や快適性を確保するため、老朽化対策及びバリアフリー化への対応が求められる。 対応については、個別箇所の修繕ではなく、建替えを考慮する必要があるが、多額の財源を要するため、財源確保策について検討する必要があるとともに、市としても、継続的に福祉サービスを提供できるよう様々な手法等を検討する必要がある。	令和2年度から、当該事業団をはじめとした社会福祉法人が、老朽化した障がい児・者の入所施設の整備(新設又は大規模修繕)を行うために必要な資金について独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合、当該融資に係る償還利子を市が補助(利子補給)することとし、事業実施要綱を定め、対象事業者に事業の創設について周知した。	措置済
	15	71	南郷事務所	なんごうプラザ株 式会社	出資団体としての意義 の再検討について	市はなんごうプラザ株式会社の発行済株式総数の99%以上の所有により実質的に支配しており、会社の存続リスクが具現化するまで現状を継続させることは、その責任を果たしていると言えるか疑問である。今後、速やかに市の施策における位置付け及び役割を再検討し、出資団体としての必要性の有無を明確にする必要がある。	令和元年度に、出資団体としての意義について再検討した結果、次のおり確認した。 「同社は市の出資目的に沿った成果をあげており、また、そ ば振興をはじめとした地域振興の面で市の施策の補完機能を果たしていること等から、現在も市が出資している状況には相当の理由とその効果があることを再確認し、引き続き現状の出資を継続し、経営を支援すべきものと判断する。」	措置済
	18	76	南郷事務所	なんごうプラザ株 式会社	中期的な事業計画の 策定について	会社の継続性を考えた場合、指定管理業務及びその付帯業務以外の事業展開を図ることが重要であるが、一定規模以上に拡大するためには、単年度の事業計画だけではなく、会社が将来進むべき方向性を踏まえた5年程度の中期的な事業計画を策定し、これに向けて対応していくことが必要となる。	令和元年度に、同社において令和2年度を始期とする5か年の中期事業計画を策定した。(令和2年3月の役員会で承認)	措置済
	19	83	観光課	一般財団法人八 戸地域地場産業 振興センター (現:一般財団法 人VISITはちのへ)	賞与引当金の未計上 について	職員給与規則に基づいて期末手当いわゆる賞与を支給しているが、貸借対照表に賞与引当金を計上していない。金額的にも少額とはいえないので、計上について検討する必要がある。	令和2年度予算から、賞与引当金を計上した。	措置済